

ベトナム法整備だより¹

2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト
JICA 長期専門家（チーフアドバイザー）松本 剛

1 新プロジェクト開始のお知らせ

皆様、法整備支援という言葉が耳にされたことはあるでしょうか。JICA では、1996 年以降、ベトナムの法令、特に民法や民事訴訟法、民事判決執行法などの民事基本法を中心とする法令の整備を支援するとともに、ベトナムの裁判官、検察官、弁護士、執行官などの法律実務家・司法関係職員の能力強化を図り、司法の力を強化するための技術協力プロジェクトを継続実施してきました。具体的には、日本の法曹三者（裁判官、検察官、弁護士）からなる専門家チームをハノイに常駐させ、司法省や最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会などの協力機関に対する支援活動を行っているほか、日本国内においても著名な法学者・法律実務家からなる国内支援委員会を立ち上げ、大きな支援方針について指導を求めたり、研修での講師を依頼したりしています。このプロジェクトでは、これまで多種多様な法令の制定、改正に関与し、あるいは法律実務家のトレーニング教材の作成などを支援して一定の成果を上げてきましたが、人口約 9000 万人の巨大な国における法制度を真の意味で整備すること、そしてそれを支える人材を育成することは一朝一夕になし得るものではなく、ベトナムはいまだこの分野における日本からの技術協力を必要としています。

そこで、JICA では、2015 年 4 月 1 日付けで、新たに「2020 年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」を開始しました（英語名は“The Project for Harmonized, Practical Legislation and Uniform Application of Law Targeting Year 2020”で、下線部の“PHAP LUAT 2020”が略称（Pháp Luật はベトナム語で「法令」の意））。

この新プロジェクトでは、引き続き、司法省や最高人民裁判所を始めとする司法関係機関を支援して、法令の整備や法律実務家・司法関係職員の能力強化に取り組むこととなりますが、それに加えて、新たなチャレンジとして「ベトナムにおける法令相互間の不整合を抑制・是正し、その統一的な運用・適用の実現を図ること」を目標に掲げたことが大きな特徴です。ご承知の方も多いでしょうが、日系企業を対象とする各種調査の結果によると、ここ近年、「法制度の未整備・不透明な運用」がベトナム投資環境上のリスクの筆頭に挙げられる状態がずっと続いています。具体的に言えば、①法令相互間、あるいは上位法令と下位の通達との間に齟齬矛盾があり、どちらに従えば良いのか分からない、②法令に規定すべき内容の事前検討が不十分である上、影響を受ける企業に対する周知不足もあって実務と乖離したものが出来上がる、③そもそも法令の文言が曖昧である上、その運

¹ 本稿は、時事速報ベトナム便において 2015 年 6 月 15 日～19 日にかけて連載されたコラムである。

用も省庁ごと、地方ごと、担当者ごとにまちまちで統一されていない、③新しい法令の内容が行政窓口には共有されておらず、法令に沿った取扱いを受けられない等々ですが、ベトナムで仕事をされている方であれば、一度ならずこれらの問題に悩まされたことがあるのではないのでしょうか。我々の新プロジェクトでは、このような実態を踏まえ、ベトナム側協力機関の理解も得た上で、この法令相互間の不整合の抑制・是正、法令の統一的な運用・適用の実現という課題に正面から取り組むこととしました。これはベトナムが抱える構造的かつ深刻な問題であり、これまでベトナム政府自身はもとより、どの外国援助機関もなし得なかった困難な挑戦ではありますが、首相府（Office of the Government）及び司法省を協力機関とし、また、日本側の関係機関・関係者のご助力もいただきながら、全力で臨みたいと思っております。

次回以降は、そもそもなぜベトナムの法令は相互に齟齬矛盾するのか、そしてなぜその運用・適用が統一的になされないのかという根本的な疑問について考えてみたいと思います。

2 ベトナム法令にはなぜ齟齬矛盾が生じるのか

前回、新プロジェクトでは、ベトナムにおける法令相互間の不整合を抑制・是正し、その統一的な運用・適用の実現を図ることを目標に掲げたと述べました。しかし、そもそもなぜベトナムでは法令相互間の齟齬矛盾、不透明な運用といった問題が生じているのでしょうか。これはなかなかの難問ですが、私としては、主に以下のような複数の要因が絡み合った結果ではないかと考えています（以下、断定調で書かれている部分も含め、あくまで私個人の見解に過ぎないことをあらかじめお断りしておきます。）。

(1) 「法令」の位置付けが日本とは異なること

全ての前提として、ベトナムにおける「法令」というものの位置付け、期待される社会的役割が、そもそも日本のそれとは異なるということを指摘したいと思います。ベトナムでは、一般国民はもとより、行政窓口の公務員、果ては立法当局の担当者に至るまで、そもそも法令というものに対し、「そのとおりに守られねばならない規範である。」という確固たる認識を有していないように感じられます。誤解のないように申し上げますと、もちろん彼らにも法令を守らなければならないという認識はあります。しかし、その認識の程度が、日本のそれとは異なり、「努力はするが、守ることができなければやむを得ない。」という含みというか、遊びのような幅があるように感じられるわけです。これがどのように影響するか、法律を作る場合を例に考えてみます。日本であれば、法律を作る際は、立法関係者の間で「法律はきちんと守られねばならない。」という大前提が共有されていますので、そもそも実現可能性がない法律が制定されることはまずありません。しかし、ベトナムの場合、立法当局の担当者自身にそのような認識が薄いため、結果として、到底実現できそうにない規定が法令に盛り込まれたり、施行日が過ぎてても必要な下位法令がまだ出そろっていなかったりという現象が生じることにな

ります。この現象を目の当たりにすると、ついつい、ベトナム人は遵法精神が希薄であるとか、ベトナム人は法令の何たるかを知らない、などと上から目線で切り捨ててしまいたくなりますが、事はそれほど単純ではありません。ベトナムの立法担当者と話をすると、彼らは、「法律が想定する状態に社会を誘導していくためには、当面実現不可能と思われる規定であってもあえて法令に入れ込む必要がある。しばらく経った後に、想定する状態に移行していればそれでよい。」などとして、日本人とは全く異なる方向ではあるものの、法令が果たすべき社会的機能・役割について積極的かつ重要な位置づけを与えていることが分かります。つまり、彼らにとって法令とは、極端な言い方をすれば、国家、社会をあるべき姿に向けて誘導し、運営していくための一つのツールであり、施行後直ちに一言一句が墨守されねばならないような硬直的なものではないのです。多少の不遵守には目をつぶることが許される程度に柔軟であり、実務と多少乖離していてもいずれ解消されるのであれば構わないものなのです（このような意味で、政治的な宣言であるはずの共産党政治局決議等との性質の違いはあまり意識されていないと言えるかもしれません。）。法令に対するこのような認識が昔からベトナム社会に存在するものなのか、それとも社会主義国家となつてからのことなのかは分かりませんが、ベトナムの現在の法令の在り方が日本人の考えるそれと異なっている根底には、このような「法令観の違い」があるであろうことは心に留めておきたいところです。

(2) 法的素養のある人材が不足していること

ベトナムには十分な法的素養のある人材が不足しているという事実も見落とすことはできません。ここでいう「法的素養のある人材」とは日本におけるそれと同様の意味であり、きちんとした法的な思考、すなわち、①法律上の要件と効果をきちんと把握した上で、②具体的な事実を認定・評価してその要件に当てはめ、③結論を導き出すという論理的な思考様式のできる人材のことを指します。ベトナムの大学を始めとする高等教育機関は、残念ながら、このような法的な思考力を備えた人材を十分に社会に輩出することができていないというのが私の率直な印象です。実は、北ベトナムでは、1960年代以降、大学における法学教育が廃止され、国内で全く法学教育が行われない時期がありました（その背景には、法律はブルジョア支配の手段であり、法律家はその手先だという、法律や法律家に対する厳しい見方があったと耳にしたことがあります。）。その後、1970年代半ばになって大学における法学教育は復活し、例えば、1976年9月にはベトナム国家大学ハノイ校法学部が、1979年11月にはハノイ法科大学が設立されましたし、また、現在のベトナムは、自らを「社会主義的法治国家」（憲法2条1項）と定義するなど、法令や法学教育というものに対する敵対的姿勢を大きく転換させていますが、この60年代から70年代にかけての空白期間に知の蓄積が失われたことの影響、及びそれと同時に受けたソ連あるいは旧東欧諸国からの社会主義的法理論の影響は非常に大きく、その後遺症はいまだ拭い去られていないと言われています。このような事情が影響してか、現在のベトナムの大学法学部・法科大学では、「法律の規定はこ

うである。この用語の定義は〇〇条に書かれている。」というような、法律の条文の文言をそのまま詰め込むだけの教育が中心であり、条文の文言を様々な事例に当てはめた場合にどのような解釈上の問題が生じ得るのか、そしてそれにどのように対応したら妥当な解決を導けるのかといった、法的思考の要をなす法解釈論はほとんど教えられていません。また、日本では巷にあふれている「逐条解説」や「コンメンタール」（一か条ごとに条文の趣旨や解釈を示したもの）のような学習・研究用の書籍も存在していないため、このような法解釈論を自ら習得することも相当困難です。その結果、大学法学部・法科大学等を優秀な成績で卒業し、省庁等において法令の立案を担当している人でさえも、法令において「いかなる要件で、いかなる効果が生じるのか」を明確にすることや、「ありとあらゆる事例を事前に想定し、それに対応し得る条文の文言とすること」の重要性について十分な配慮ができないことがある、という困った事態が生じているわけです。

(3) 法学研究及びそれを支える研究者の層が薄いこと

(2)で述べたこととも重なりますし、むしろその原因であるとも言えるのですが、法学研究及びそれを支える研究者層に厚みがないことも大きな問題です。憲法、法律及び国会常務委員会令の解释权が国会常務委員会にあるとされ（憲法 74 条 1 項）、裁判官にすら自由な法解释权が認められていないことと関係するのではないかと想像していますが、実は、ベトナムには日本で言うところの「〇〇法学会」のようなものは存在しません。大学の紀要や公的機関が発行する雑誌など、論文を発表する場はありますが、聞くところによると、個別の法学研究者たちは、それぞれの大学の「方針」に強く拘束され、それに反する独自の見解を発表することは非常に難しいようです。このように、ベトナムにおいては、特定の法律の制度や規定を巡って、研究者たちが、その制度趣旨や文言の解釈についての見解を自由に戦わせる場、いわゆる「思想・言論の自由市場」が十分に形成されていないと言わざるを得ません。これでは、国全体の法学研究のレベルは向上していきませんし、法理論の発展も望めないでしょう。もちろん、個々を見れば、優秀な研究者はいますし、外国の大学で研究したり教鞭を取ったりして、国際的に見ても尊敬されるような学者もたくさんいるのですが、全体を見ると、彼らが国内において互いに切磋琢磨し、若手を研鑽し、自分たちの法学研究のレベルを向上させていくための仕組み、システムが構築されていないのです。ベトナムが、真の意味で、自力で継続的な法整備を行うことができるようになるためには、この状況を改善し、法学研究及び法学教育のレベルを自ら維持向上させる仕組みを整えた上で、十分な法的素養のある人材を社会に輩出し続けることが必要だと思います。

(4) 問題発生を防止するための手続上の仕組みが整っていないこと

ある法令の規定それ自体が曖昧で不明確であったり、他の法令と整合しない内容になっていたりすることの原因としては、(2)で述べた立案者自身の能力の問題もさることながら、このような問題の発生を未然に防ぐ立法手続上の仕組みが整っていないこ

とも大きく影響しているように思われます。

ア まず、ベトナムでは政策形成の過程と、その政策を実現する手段としての法令立案（ドラフティング）の過程が分離されていないため、立案過程における技術的過誤が非常に起こりやすい手続的構造となっています。例えば、日本では、何か新しい社会的事象に対応しなければならないというとき、まず、①その問題に対応するため、どのような手段を取るべきか、行政的手段によるべきか、立法的手段によるべきか、立法的手段による場合には、具体的にどのような制度とすべきかという議論を先行させ、利害関係者の意見聴取もその過程で十分に行い、制定する法令の内容を先に固めてから（政策形成）、②それを実際のドラフトに落とし込むという作業（法令立案）が行われます。そのため、②の過程は純然たる立法技術の問題として処理され、作業を担当する官僚集団の質の高さ及び内閣法制局（議員立法の場合には議院法制局）の審査の厳しさもあいまって、立案の過程で技術的過誤が生じる可能性は非常に低く抑えられています。ところが、ベトナムでは①と②の手続が実質上分離されていません。ある法律を制定・改正することが決まり、主管機関が定められると、まず、当該機関及びその他関係機関の大臣・局長級で構成される起草委員会が組織され、その下に実際の立案作業を担当する編集班が編成されますが、実は、その段階では、具体的にどのような法令を作るのかについての詳細な方針はまだ決まっていないことがほとんどです。新法を制定する、あるいは法改正を行う具体的かつ実際上の必要性があるからそれをするのではなく、「現行法は時代に合わなくなっている。」という程度の理由で、法改正をいわば政治的に決めてしまった後（少なくとも外部からはそのように見えます。）、そこからおもむろにどのような立法をするかを検討していくという手順で物事が進むためです。そのため、編集班としては、どのような法律を作るべきかの明確な方向性を欠いたまま取り急ぎドラフトを作成し、その後、各種の意見聴取セミナーなどを開いて、関係機関・団体から「こういう規定は問題がある。」「こういう制度にするべきだ。」等の意見を受け、あるいは上層部からの指導を受けるたびに、ちょこちょこドラフトに手を加えて随時修正していくというやり方を取らざるを得ません。しかし、このようなやり方をすると、修正作業を通じてドラフト全体の整合性、一貫性を保つことが非常に難しくなります。些細な修正であれば特に問題は生じないのですが、編集班が考えた新しい制度の導入そのものを否定されたり、逆に新しい制度の導入を求められたりというような根本的な変更を余儀なくされる場合には、修正しなければならないドラフトの範囲も一気に膨れ上がります。そうすると、検討時間の短さもあいまって、ある意見を受けてドラフトの一部を手直したものの、それに関連する条文を修正し忘れたり、適切に修正できなかったりという事態が生じてしまうわけです。しかも、大きな法案になればなるほど、あるいは、意見聴取の相手が上層部になればなるほど（つまり最終段階に近づけば近づくほど）、このような重大な変更が加えられる可能性が高まるというのもやっかいなところで

す。この現象は、政策形成の過程と法令立案の過程が分離されておらず、政策論議をしながら、議論が左右に振れる度に、その都度ドラフトに手を加え続けるという作業工程を取っていることから起こる構造的問題と言えるでしょう。ベトナムの官僚たちも激務をこなしてこのような過誤を減らすべく頑張っていますが、構造的な問題を個々人の努力で克服するのが難しいことはどこの国でも変わりありません。

イ また、ベトナムには日本における内閣法制局（あるいは議院法制局）のような、法体系の整合性、一貫性を保つための法令審査の専門機関がないことも問題の一つです。ベトナムでも、政府提出法案については司法省が事前審査を行うことになっていますが、司法省内にそのための専門部署が存在するわけではなく、例えば、民事・経済関係の法令であれば民事経済法局が、刑事・行政関係の法令であれば刑事行政法局が、いわばサブの業務として審査を担当するということになっています。また、審査の方法も、資料一式の送付を受けてから 20 日間以内に審査報告書を作って送り返すというものにすぎず、体制面においても実質面においても、日本の緻密な法制局審査と比べるとその密度の薄さ・実効性の弱さは顕著です。もちろん司法省も頑張っているのですが、検討日数の短さや、他省庁作成法案の審査における専門性の欠如などの限界があり、当該法令案の内容をひととおり審査検討するだけで手一杯で、膨大に存在する他の法令との整合性の検討にまではなかなか手が及ばないというのが実情のようです。

(5) 法令の階層構造への理解不足

法令の階層構造とは、例えば日本であれば、基本法たる「憲法」を頂点とし、その下に議会制定法である「法律」があり、その下に「政令」、そして「省令」が位置付けられるというような、各種法形式相互間の上下・優劣関係のことを意味します。そこでは、上位法令は下位法令に常に優先し、上位法令に反する下位法令は無効とされること、法律による委任なしに下位法令において実質的な内容（それが何を意味するかについては議論がありますが）を定めてはならないこと、重要事項は上位法令で定め、詳細事項を下位法令で定めること等が基本となります。このような階層構造の存在は法令を扱う者にとっては常識であり、それが関係者の間に浸透している限り、わざわざ口に出して確認するほどのことでもありません。ところが、ベトナムでは、法形式の種類が多すぎることも災いしてか、関係者の間における理解というか、法令間の階層構造や役割分担を尊重しなければならないという意識がいささか怪しいように感じられます（ベトナムの法形式は、国会の「法律」「議決」、国会常務委員会の「令」「議決」、国家主席の「令」「決定」、政府の「議定」、政府首相の「決定」、最高人民裁判所裁判官評議会の「議決」、各省庁の「通達」、複数の機関が連名で発出する「合同議決」「合同通達」、各地方の人民評議会や人民委員会の「議決」「決定」「指示」など、数え方にもよりますが、かなり整理された現在においても 17～18 種類以上あります。）。ベトナムの法令（法規範文書）を制定する際の手順等を定める法律に「法規範文書発行政」というものがあり、

同法において、それぞれの法形式ではどのような内容を定めるべきか、優先関係はどうか等の事項も一応定められているのですが、(1)で述べたような法令観の問題や、後記(6)で述べるような現実の必要性の問題もあってか、あまり厳密には守られていないというのが実情のようです。この関係者の法の階層構造やそれぞれの階層の役割分担に対する認識、態度が、本来、上位法令で定めるべき重要事項が何の委任もないまま下位法令で突然定められるというような事態を招き、あるいは上位法令と下位法令との間に齟齬矛盾を生じさせる素地となっているように思われます。

(6) 立法計画制度の存在

ベトナムにおける立法計画制度の存在も、上位法令と下位法令との間の齟齬矛盾の発生に対し、動機面において密かに影響を与えている可能性があります。ベトナムでは、通常5年に一度開催される党大会が終わり、各期の国会(5年間)が開幕すると、その後の5年間に国会が制定すべき法律の立法計画を定め、その後、それをブレイクダウンする形で毎年の立法計画を定めます。これらの計画は、必要に応じて修正されることはありますが、基本的にはこれに沿って立法がなされていくことが予定されています。ベトナムの国会は、毎年2会期、各会期約1か月間しか開催されず、1年間に制定可能な法律が十数本程度と極めて少数に限定されているため、事前に計画を立てて国会審議にかける法律を調整しているわけです(ちなみに、日本では2013年には112本、2014年には137本の法律が制定されています。これと比較して、いかにベトナムの法律制定件数が少ないかお分かりでしょう。)。一見合理的な制度のようですが、これをある法律の所管省庁の立場から見るとどうなるでしょうか。それは、「立法計画に載らない限り、どのような必要性、不都合が生じていても、法律を改正することができない。」ということの意味します(逆に言えば、立法計画に載った以上は何らかの改正をしなければならないということでもありますが、その問題点については(4)アで触れました。)。場合によっては5年後、10年後を待たねばならないこともあるわけで、社会情勢の変化に既存の法律が対応しきれなくなっているにもかかわらず、その現状を座視するほかないというのは、責任感が強ければ強いほど、耐え難いものとなります。そこで、実際に発生している実務上の課題に対処するため、法理論上は許されないことを承知の上で、「やむを得ず」に通達等(下位法令)で法律等(上位法令)を上書きしてしまうという現象が起きている可能性が少なからずあると思われます。

(7) 下位法令の制定手続が簡易なものであること

上位法令と下位法令との齟齬矛盾の発生を制度的に可能としているのが、各省庁の通達、あるいは各地方の人民評議会や人民委員会の制定する法令(法規範文書)等の下位法令の制定手続が簡易なものであることです。これらの下位法令は、法律等を制定するときのような複雑な手続を経ずに発行することができ、例えば、省庁の通達であれば、所管省庁の内部検討とパブリックコメントを経れば足り、司法省など外部機関の事前審査を受ける必要もありません。つまり、ある省庁が、「法律には反するかもしれない

が、必要性があるからやる。」と決断すれば、それだけで上位法令を上書きするような通達を作ることができてしまうのです（したがって、これは省庁ごと、地方ごとに通達の内容が異なり、運用が異なる原因の一つでもあります。また、立法計画に縛られる法律等とは異なり、必要と思えばすぐに制定することが可能なため、通達が頻繁に改正される要因の一つでもあります。）。このように作られた「違法な」下位法令については、司法省の法規範文書事後監査局という部局が事後的に監査を行い、是正を求めるといふ仕組みが用意されていますが、各地方の人民評議会や人民委員会のもも含めた全国における下位法令の数は膨大であり、到底手が回るものではないため、そのまま生き延びるものも相当数出てきます。そして、実際に行政機関の窓口で働く職員は、法律よりも通達を直接参照しながら仕事をするという傾向が強いため、結果として、本来は無効とされるべき違法な下位法令に従った実務運用が形成されていくこととなり、法律を基準として動こうとする国民等（特に外国企業関係者などはそうでしょう。）との間に混乱を引き起こしてしまうのです。

(8) 役所の側にサービス提供者としての意識が薄いこと

行政実務に携わる人たちの意識の問題も指摘することができるでしょう。ベトナムの行政機関の職員の間には、自らを国民に対する公的サービスの提供者であるとみなす意識がまだまだ薄いように思われます。そのこともあってか、彼らは、他の法令と整合性のない通達を作ってしまったたり、現在の実務の変更を余儀なくさせるものであるのに事前周知が不足したまま通達を発行したりといったことによる混乱が生じたとしても、それを自分たちの責任であると捉える認識が乏しいようです。もっとも、事前周知の点については、よく探して見ると各機関のウェブサイト上に何らかのお知らせが掲示されていることも多いので（通達は、発行前に、発行機関のウェブサイト上で少なくとも60日間のパブリックコメントに付されることとされています。）、利用者の目線を大切にしているとか、配慮が行き届いているとはとても評価できないにせよ、「やるべきことはやっている。あとはその情報を必要とする人が自力で探せば良い。」という彼らの主張にも一理がないわけではありません。日本でもかつてそうであったように、この種の意識の改革には非常に長い時間がかかりますので、この点については粘り強く事前周知の重要性を訴え続けるとともに、ある程度は割り切って、利用者側においても、ベトナムの行政機関の情報発信の手法を研究し、自らの調査能力を高めて自衛する必要があるかもしれません。

3 ベトナムで法整備支援を行うことの意義

以上、長々と、なぜベトナムでは法令相互間の齟齬矛盾、不透明な運用といった問題が生じているのかについての私見を述べてきました。これをお読みになられた方の中には、「ではなぜ、法令に対する考えも異なり、人材も手薄で、構造的な問題も山積しているベトナムに対し、法整備支援など行っているのか。」という疑問を持たれた方もおられるか

かもしれません。そこで、この連載コラムの最後に、このような疑問に対する私なりのお答えをしたいと思います。

まず、端的に言ってそれだけの実益があるからです。私は、法整備支援には「被支援国の繁栄と安定が支援国の繁栄につながる」という ODA 一般の論理を超えて、直接的とまではいえないにせよ、もう少し具体的で手ごたえのある「効用」があると思っています。それは、言葉も習慣も文化も異なる相手との間に、相互に対等の立場で活動できる共通の土台、土俵を作り上げることです。皆様日々痛感されているとおり、異国の地において、文化風習の異なる相手と適切にコミュニケーションを行うことは非常に難しく、双方の認識をすり合わせるだけでも一苦勞です。双方の認識がすり合ったと考え、同じ土俵で相撲を取っているつもりでも、ふたを開けたら先方は全然違う競技をしているつもりだったということもまま起こります。しかし、ある国における法制度（運用も含む。）を整え、公正な紛争解決手段としての司法を強化することができれば、たとえ異国からやってきた者であっても、透明なルールの下で安心して活動を行うことができます。法令に明記された要件がそろえば明記された効果が生じることが保証されれば、その国で活動する人々は法律上の要件をそろえることに集中すれば足りるようになり、「誰を押せば誰が動く」とか「どのルートで根回しをすれば認可が早く降りる」というような、不透明で複雑怪奇な人治主義を前提とした余計なことを考える必要もなくなるでしょう（ゼロにはならずとも格段に減るはずです。）。誰もが等しく認識できるルールである「法」による支配が進むということは、誰もが同じ「法」を基点として見ながら活動するようになること、すなわち、全員に対して「法」を中心とする共通の土台が形成されるということの意味します。このことは、ヒト・モノ・カネが国境を越えて動き回ることが当然となった現在の国際社会においては極めて重要なことです。そして、言うまでもありませんが、ベトナムは日本にとって非常に大切な国です。政治的にも経済的にもつながりは年々強固になり、相互の交流もますます進んでいます。そのような中、ベトナムの法整備が進むこと、特に日本の支援によってそれが進むことは、相互のコミュニケーションギャップを減らし、両国にとって計り知れない効用をもたらすはずですが（余談ですが、以上のような効用をきちんと認識していたからこそ、明治維新直後の日本政府も、不平等条約の改正という目標に向かって、欧米列強諸国と同じ土俵で交渉できるようになるために自らの法整備を急ぎ、近代的な司法制度を整えたわけです。）。ベトナムにおける法整備支援において問題が山積しているのは事実ですが、山がいかにも高くても、乗り越えねばならない現実の必要性があり、それによる実益も見えている以上、粘り強く支援を続けなければならないと思います。

その一方で、いかに必要があろうとも、砂漠に水をまくような支援は行うべきではありません。しかし、幸いにもベトナムにおける法整備支援の効果は着実に上がっています。ベトナムという国は、足元における個別の現象面ではあれこれ右往左往して方針が定まっていなくても見え、大局観を欠いているのではないと言われることも多いので

すが、10年、15年といったスパンで見ると、国全体の構造改革が着々と進められていることが確かに感じられます。例えば、上述した立法過程における構造的問題についても、1996年に法規範文書発行法が初めて制定されたときに比べれば、現在の制度には格段の進歩が見られます。同法は2015年中に再度改正される予定ですので、ここでまた一段の改善が期待できるでしょう。法解釈論を中心とする法学研究が発展していないという話にしても、2013年憲法及び2014年裁判所組織法の制定により、とうとう最高人民裁判所による「判例」制度（過去の裁判事例における裁判所の判断を、後の裁判等において参照する仕組み）の導入が決定されました。具体的な制度設計はまだまだこれからという段階ですが、このことは、ベトナムの司法制度がより透明で予測可能なものになるべく着実に前進していることを示していますし、これによりベトナムの法学研究が活性化することは間違いありません。若い人たちの間では、日本を始めとする先進諸国への留学熱が沸騰し、多数の人々が往来することにより、期せずして、国際標準的な法令観を国内に持ち帰り続けていますし、教育分野においても、例えば、名古屋大学の「ハノイ法科大学日本法教育研究センター」（ベトナム人学生に対して日本語で日本法教育を行う教育拠点）のような、優秀で国際感覚あふれる若者たちを社会に送り出すための野心的な取組が進んでいます。実際、当地において業務をしていると、ベトナムの人々の改革への意志は強いと感じられますし、日本を始めとする国際社会もそれを後押ししています。これらの動きが継続していけば、ベトナムの人々が、我々日本人と同じ土俵に立って法の支配を語ることができるようになる日もそう遠くないはずですよ。

ということで、冒頭の疑問に対する私なりの答えは、「実益もあり、支援効果も認められるベトナムへの法整備支援を行わない理由はない。」ということになります。そのため、我々JICA法整備支援プロジェクトに関わる者一同、今後も、ベトナムの明るい未来を信じ、両国の今後の発展のため、与えられたフィールドにおいて力を尽くしたいと思っております。読者の皆様におかれましても、あまり馴染みのない分野かもしれませんが、当プロジェクトに対し、何卒、暖かなご理解とご支援をいただきたく、この場を借りてお願い申し上げます。

以上